

社会福祉法人計算書類等の提出方法について

君津郡市広域市町村圏事務組合
企画財政課

社会福祉法人は、社会福祉法第59条第1項の規定により、毎会計年度終了後3月以内に、計算書類等を所轄庁に提出することとされています。

平成29年度から「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下、「本システム」という。）の本稼働に伴い、計算書類は本システムに保存・届出（アップロード）することで所轄庁へ提出されたこととなります。

昨年度から添付書類（附属明細書等）についても、本システムに保存・届出（アップロード）することで所轄庁へ提出できるようになりました。

計算書類及び添付書類の提出にあたっては、下記に留意されるようお願いいたします。

I 現況報告書等の提出について

1 現況報告書

- ・本システムから財務諸表等入力シートを入手（ダウンロード）してください。
※ダウンロードは、R5.4.3以降にダウンロード可能です。
- ・本システム（福祉医療機構）から各社会福祉法人（登録アドレス）へログイン情報が電子メールで送られてきますので、ご確認ください。
- ・財務諸表等入力シートへ入力を行い、確定したものを保存（アップロード）、届出してください。
- ・社会福祉充実残額算定シートに該当（残額）がある場合は、別途「社会福祉充実計画」の承認申請が必要です。

2 添付書類

- ・現況報告書の添付書類である貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書）の提出については、各社会福祉法人が本システムへアップロードすることで、所轄庁がダウンロードできるようになります。
- ・「主な事業報告」、「財産目録」、「監事監査報告書」、「附属明細書」、「役員等名簿」（評議員、理事、監事）、「報酬等の支給の基準を記載した書類」（報酬規程等）についても、本システムから保存・届出（アップロード）を行ってください。

3 作成方法

- ・R5.4.3に福祉医療機構（WAMネット）から、各社会福祉法人あてに電子メールで

(ご連絡) <2023年度>財務諸表等電子開示システムの運用開始のご案内が届いていると思います。

- ・本システムにログイン後、ホーム画面から「財務諸表等入力シート」タブをクリック、画面左の「様式の入手」をクリックし、「一括ダウンロード」ボタンをクリックしてください。
- ・入力シートのダウンロード後、入力シートを開いて入力を進めてください。

(注1) 本システムの操作・財務諸表等入力シートの入力にあっては、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板に掲載している「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム操作説明書」や「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 主な変更点について」をご確認ください。

▼社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板 (URL)

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/houjin/>

▼社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 主な変更点について (URL)

https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/zaihyou/zaihyou_syschange_202303.pdf

II 現況報告書等の公表及び公表上の取扱い

- (1) 本システムで保存・届出を行った現況報告書並びに添付書類である計算書類等についてはWAMネットを通じてインターネットにより公表することとなります。
- (2) 各法人のホームページで個別に公表している場合は、本システムで届出したものと整合を取るようにしてください(理事会、評議員会で承認された最終のものを公表すること)。
- (3) 上記の場合、公表にあたっては、エクセル又はPDFファイルで行うこと。
- (4) エクセルファイルで公表する場合は、シート保護機能の設定など公表データの改ざん防止策を講じてください。(ホームページ掲載「シート保護設定マニュアル」を参考にする事)。
- (5) 現況報告書には、代表者の住所、年齢のほか、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設所在地が含まれているため、公表にあたっては、個人又は利用者の安全に支障を来す恐れのある事項を除くなど、十分な配慮をすること(※記載要領参照)。

※記載要領 (厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001030786.pdf>

(H30. 03. 20一部改正)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000198609.pdf>

(H31. 03. 29一部改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000498831.pdf>

(R4. 10. 18一部改正)

<https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/zaihyou/r41008.pdf>

Ⅲ 提出期限

- ・ 令和5年6月30日（金）

提出期限の前後になるとアクセスが集中するため、本システムにつながりにくくなる場合があります。早目の処理をお願いいたします。

7月以降も処理（修正等）は可能です。（～7月末まで）

一度、保存・届出を行ったデータを修正する場合は、所轄庁からの差戻しが必要です。

（差戻し後でないと、再度、保存・届出はできません。）

<参考>

（君津郡市広域市町村圏事務組合ホームページ）

- ・ 社会福祉法人現況報告書について

<http://www.kouiki-kimitsu.jp/houjinshidou/genkyou.htm>

（厚生労働省ホームページ）

- ・ 社会福祉法人制度改革について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

- ・ 社会・援護局関係主管課長会議資料

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092.html>

○資料5 福祉基盤課

資料5 全体版（PDF：7,506KB）（P.7）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000153985.pdf>